

平成二十年三月二十八日受領
答弁第一九六号

内閣衆質一六九第一九六号

平成二十年三月二十八日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出草の根・人間の安全保障無償資金協力を巡る債務についての外務省の対応と国民に対する説明責任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出草の根・人間の安全保障無償資金協力を巡る債務についての外務省の対応と国民に対する説明責任に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の美術品についての記事については、衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件についての外務省の説明及び管理責任に関する再質問に対する答弁書（平成二十年三月二十一日内閣衆質一六九第一七五号）十一から十五までについて述べたとおり、報道機関から在外公館が管理する美術品に関する照会が多くなされたことから、御指摘の記事のうち、事実と反する記述について外務省ホームページに掲載したものであるが、御指摘の幼少児国際教育交流協会（以下「協会」という。）に関する記事については、そのようなことがなく、外務省ホームページに何らかの文書を掲載する措置はとっていない。お尋ねにあるいずれの記事についても、外務省として、週刊金曜日に対し抗議等を行っているものではない。

三から五までについて

先の答弁書（平成二十年三月十八日内閣衆質一六九第一六〇号）三から六までについては、御指摘の久

野氏が「新たな事業を展開している」とのことであるが、外務省としてそのような事実を確認していない旨を述べたものである。資金の返還をさせることができなかつたのは、主に相手方に返還させるべき財産がないためであるが、いずれにせよ、これ以上のお尋ねにお答えすることは、御指摘の久野氏のプライバシーにかかわることから差し控えたい。

六について

御指摘の協会に資金の返還を求めた経緯及び外務省の対応については、先の答弁書（平成二十年三月十日八日内閣衆質一六九第一六〇号）八及び九についてで詳細に述べたところであり、外務省として、今般のような事態になつた責任を曖昧^{あいまい}なままにしておく意図があるわけではない。今般のような事態になつたことは遺憾であるが、外務省としては、先の答弁書（平成二十年三月七日内閣衆質一六九第一二一号）六についてで述べたとおり、本件に関し、外務省の担当部局において不適切な対応をとつたとは考えていない。

七について

草の根・人間の安全保障無償資金協力（平成十五年に、従来の「草の根無償資金協力」から「草の根・人間の安全保障無償資金協力」に改称した。）の個別の案件の実施状況を精査する作業は膨大となること

から、お尋ねのすべてについてお答えすることは困難である旨、先の答弁書（平成二十年三月十八日内閣衆質一六九第一六〇号）十及び十一について述べたものである。

八について

外務省が保管している文書によれば、事実関係は以下のとおりであったと承知している。

平成十三年十二月六日に開催された自由民主党外交関係合同会議において、外務省側より、草の根無償資金協力（当時）により、アフガニスタン復興NGO東京会議にかかる経費の一部の支援を行うことを考えている旨説明したが、自由民主党側より、草の根無償資金協力でそうした支援はできないのではないかと指摘があったことを受けて、外務省において検討した結果、草の根無償資金協力は、国内における活動に対する支援としては使えないとの結論に至ったことから、同年十二月二十日に開催された自由民主党外交関係合同会議において、外務省よりその結論を説明した経緯がある。

九及び十について

外務省としては、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条に基づく質問に対し、誠実に答弁すべきものと考えており、そのように努めていると認識している。